

新 旧 対 照 表

改正後	改正前																												
<p>海外商社名簿について 平成13年4月1日 01-制度-00063 平成14年9月12日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成16年8月30日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正 平成17年7月7日 一部改正</p> <p>第1章 海外商社名簿 (目的等)</p> <p>第1条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、貿易保険法に規定する外国貿易その他の対外取引の相手方（以下「海外商社」という。）の与信管理等のため海外商社名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 日本貿易保険は、次に掲げる項目を名簿に記載し国又は地域別に管理するものとする。 一 海外商社の名称及び住所 二 第3条に定める格付 三 海外商社毎に割り当てた整理番号等</p> <p>(名簿区分)</p> <p>第2条 日本貿易保険は、海外商社をその形態又は調査の状況に応じて管理する記号（以下「名簿区分」と総称する。）を設け、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">名簿区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府機関等、政府関係機関等及び国際機関</td> <td style="text-align: center;">G</td> </tr> <tr> <td>民間企業等</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td>銀行等（名簿区分Gの銀行等を除く。）</td> <td style="text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td>信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者</td> <td style="text-align: center;">P</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(与信管理区分、事故管理区分及び格付)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、前条に規定する名簿区分に信用状態等に応じて管理する記号（以下「与信管理区分」という。）を組み合わせる格付とする。</p> <p>(表削除)</p> <p>2 前条の海外商社の信用状態に大幅な悪化等が認められる場合は、前条に規</p>	基 準	名簿区分	政府機関等、政府関係機関等及び国際機関	G	民間企業等	E	銀行等（名簿区分Gの銀行等を除く。）	S	信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者	P	<p>海外商社名簿について 平成13年4月1日 01-制度-00063 平成14年9月12日 一部改正 平成15年3月25日 一部改正 平成16年8月30日 一部改正 平成17年3月30日 一部改正</p> <p>第1条 海外商社名簿（以下「名簿」という。）は、貿易保険法に規定する外国貿易その他の対外取引の相手方（以下「海外商社」という。）の与信管理等のため独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が作成するものとする。</p> <p>2 名簿は、海外商社毎に名称及び住所に次条の海外商社の信用状態等を表示する格付（以下「格付」という。）及び整理番号等を付して国又は地域別に作成するものとする。</p> <p>(与信管理区分及び格付)</p> <p>第2条 名簿は、信用危険の保険契約の締結及び損失の発生・債権の回収等貿易保険の運用のため、海外商社を形態又は調査の状況に応じ区分し、その基準及び当該区分を表示する記号（以下「与信管理区分」と総称する。）を設け、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">与信管理区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府機関等、政府関係機関等及び国際機関</td> <td style="text-align: center;">G</td> </tr> <tr> <td>民間企業等</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td>銀行等（Gに区分される銀行を除く。）</td> <td style="text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td>信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者</td> <td style="text-align: center;">P</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める与信管理区分は、信用状態等の評価により海外商社の格付を設けるものとし、その格付及び当該格付の基準を別表1のとおりとする。</p> <p>(事故管理区分及び格付)</p> <p>第3条 前条の海外商社に信用危険に係る損失発生等の通知があった場合又はこれに準ずる場合は、損失発生等の状況等により海外商社を区分し管理するものとし、その基準及び当該区分を示す記号（以下「事故管理区分」と総称する。）を設け、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">事故管理区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務不履行の発生又は支払関係等において問題があると認められる者</td> <td style="text-align: center;">R</td> </tr> <tr> <td>破産手続開始の決定その他これに準ずる事由の発生、信用危険の発生等による保険金支払等に該当する者</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>清算の完了、回収義務履行状況報告の義務免除等</td> <td style="text-align: center;">L</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定める事故管理区分は、損失発生の状況等を基に信用状態の評価に</p>	基 準	与信管理区分	政府機関等、政府関係機関等及び国際機関	G	民間企業等	E	銀行等（Gに区分される銀行を除く。）	S	信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者	P	基 準	事故管理区分	債務不履行の発生又は支払関係等において問題があると認められる者	R	破産手続開始の決定その他これに準ずる事由の発生、信用危険の発生等による保険金支払等に該当する者	B	清算の完了、回収義務履行状況報告の義務免除等	L
基 準	名簿区分																												
政府機関等、政府関係機関等及び国際機関	G																												
民間企業等	E																												
銀行等（名簿区分Gの銀行等を除く。）	S																												
信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者	P																												
基 準	与信管理区分																												
政府機関等、政府関係機関等及び国際機関	G																												
民間企業等	E																												
銀行等（Gに区分される銀行を除く。）	S																												
信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者	P																												
基 準	事故管理区分																												
債務不履行の発生又は支払関係等において問題があると認められる者	R																												
破産手続開始の決定その他これに準ずる事由の発生、信用危険の発生等による保険金支払等に該当する者	B																												
清算の完了、回収義務履行状況報告の義務免除等	L																												

定する名簿区分に信用状態の悪化等に応じて管理する記号（以下「事故管理区分」という。）を組み合わせて格付とする。

3 第1項に規定する格付及び当該格付の基準を別表1のとおりとし、前項に規定する格付及び当該格付の基準を別表2のとおりとする。

（名簿からの削除）

第4条 第2条の海外商社が清算の完了等別表3の事由に該当する場合は、日本貿易保険は当該海外商社を名簿から削除するものとする。

2 前項により名簿から削除される海外商社のうち、別表3第7号の事由に該当する者については、日本貿易保険は当該海外商社名（以下「スリーピング候補パイヤー」という。）を一定期間公表した後に削除することとする。

3 前項の公表期間は、3月を目途として日本貿易保険がスリーピング候補パイヤーの公表時に併せて公表する期間とする。

（海外商社における格付の特例）

第5条 海外商社を特定して保険契約の締結を管理するため日本貿易保険が別に定めた場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず当該海外商社の格付をSF格とする。

（削除）

（削除）

第2章 海外商社登録等

（登録等申請）

第6条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第8条に定める信用調査報告書をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。

2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。

3 第1項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等（以下「支店等」という。）のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。

5 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等（以下「海外支店・子会社等」という。）となった場合は、原則として当該制限に該当することを証する書類をもって申請を行うこととする。

6 スリーピング候補パイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類をもって第4条第2項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。

（管理区分及び格付の決定）

第7条 日本貿易保険は、前条第1項の登録等の申請に基づき、第2条の名簿区分を決定した後、第3条に規定する格付を決定するものとする。

より海外商社の格付を設けるものとし、その格付及び当該格付の基準を別表2のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（海外商社における格付の特例等）

第4条 海外商社を特定して保険契約の締結を管理するため日本貿易保険が別に定めた場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず当該海外商社の格付を「SF」として名簿に表示することとする。

2 事故管理区分のしに該当する海外商社は、名簿から削除するものとする。

3 一定期間以上、保険契約締結実績のない海外商社については名簿から削除することができるものとする。

（登録等申請）

第5条 名簿に海外商社の登録若しくは名簿に登録されている海外商社の格付の変更をしようとする者は、第7条に定める信用調査報告書をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。

2 同左

3 同左

4 海外商社の支店、支社又は出張所等（以下「支店等」という。）のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、前項の規定にかかわらず本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。

5 本邦法人の海外の支店又は法人等の登録のうち、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する場合は、原則として当該制限に該当することを証する書類を添付し第1項又は第2項の申請を行うこととする。

（新設）

（管理区分及び格付の決定）

第6条 日本貿易保険は、前条第1項の登録等の申請に基づき、第2条第1項の与信管理区分を決定した後、同条第2項又は第3条第2項の格付を決定するものとする。

2 前条第1項により提出された信用調査報告書の内容から名簿区分が不明の場合は原則として民間企業として扱い名簿区分Eにおいて格付を決定するものとする。

3 日本貿易保険は、第1項により決定した海外商社の格付を当該海外商社の状況の変化等に応じ適宜見直すことができるものとする。

(信用調査報告書)

第8条 信用調査報告書は、原則として次の各号の要件を具備しているものをいう。

- 一 英語又は日本語による記述であること。
なお、他の外国語を使用している場合は、英語又は日本語による訳文が添付されたものであること。
- 二 確実な調査会社によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去1年(設立後1年以上が経過した海外商社をPN格に登録若しくは格付変更を希望する場合は第12条第3項に規定するPN格の有効期間の延長を希望する場合は、過去3月)以内に調査されたものであること。
- 三 次の事項について詳細に記述されているものであること。
 - イ 当該海外商社の名称及び住所
 - ロ 創業又は法人設立の時期
 - ハ 業種
 - ニ 財務内容(貸借対照表及び損益計算書等)
 - ホ 信用状態(契約履行の状況、取引者間の評判等)
 - ヘ 当該信用調査報告書の出所(調査機関名)及び調査又は作成年月日

(名簿区分Gの登録等)

第9条 GS格又はGA格に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に政府又は省(Government又はMinistry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあっては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

2 GS格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

3 GE格に海外商社を登録又は格付変更する場合の信用調査報告書は、前条の規定にかかわらず次の各号の要件を具備するものをいう。

- 一 前条第一号、第二号並びに第三号イ、ロ、ハ及びヘの要件を具備していること。
- 二 海外商社が別表1で定めるGE格評価基準の第1号に該当する場合にあっては、次の事項について詳細に記述されているものであること。
 - イ 出資内容
 - ロ 代表者の任命権者
 - ハ 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等

4 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

- 一 次の全てを満たすこと。
 - イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque,

2 前条第1項により提出された信用調査報告書の内容から与信管理区分が不明の場合は原則として民間企業として扱い与信管理区分Eにおいて格付を決定するものとする。

(新設)

(信用調査報告書)

第7条 信用調査報告書は、原則として次の各号の要件を具備しているものをいう。

- 一 原則として英語又は日本語による記述であること。
なお、他の外国語を使用している場合は、英語又は日本語による訳文が添付されたものであること。
- 二 確実な調査者によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去1年(設立後1年以上が経過した海外商社をPNの格付に登録若しくは格付変更する場合は第10条第3項に規定するPNの有効期間を延長する場合は、過去3月)以内に調査されたものであること。
- 三 同左

(与信管理区分Gの登録等)

第8条 GS又はGAの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に政府又は省(Government又はMinistry)等の文字があり、明らかに政府機関と判断できる場合にあっては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

2 GSの格付に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関の記載箇所の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

3 GEの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合の信用調査報告書は、前条の規定にかかわらず次の各号の要件を具備するものをいう。

- 一 同左
- 二 海外商社が政府関係特殊法人以外の場合にあっては、次の事項について詳細に記述されているものであること。
 - イ 出資内容
 - ロ 代表者の任命権者
 - ハ 設立根拠法等又は当該海外商社の予算についての議会の議決又は外国政府若しくは地方公共団体の承認等

(新設)

Banco, Banca等）が含まれていること。

□ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD.発行) 最新版、又はBank Scope (BUREAU VAN DIJK発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

ハ G E格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあっては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanacの表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート

(名簿区分Eの登録等)

第10条 名簿区分Eに海外商社を登録又は格付変更する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、Cofanetの@レーティングクレジットオピニオン(コファスサービスジャパン株式会社提供。ただし、NR (Not Rated) の場合は除く。)をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

一 日本貿易保険との間で貿易一般保険約款に係る貿易一般保険包括保険(企業総合)特約を締結する又は締結している者が、海外商社の登録又は格付変更(名簿区分Pからの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第5条第2項に定める「信用危険保険金支払限度額」を1千万円以下の金額で設定することを希望している場合。ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登録又は格付変更申請前1月以内に限る。

二 日本貿易保険に中小企業輸出代金保険約款に係る保険申込みを希望する者からの事前相談に基づき、日本貿易保険が海外商社の登録又は格付変更(名簿区分Pからの変更に限る。)をする場合。この場合において、日本貿易保険は@レーティングクレジットオピニオンの交付日から1月以内に海外商社の登録又は格付変更するものとする。

2 日本貿易保険は、前項の@レーティングクレジットオピニオンをもって、E F格又はE C格に登録又は格付変更するものとする。

(名簿区分Sの登録等)

第11条 名簿区分Sに海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

二 次の全てを満たすこと。

イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていること。

ロ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD.発行) 最新版、又はBank Scope (BUREAU VAN DIJK発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanacの表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート

2 海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称(Bank, Banque, Banco, Banca等)が含まれていない場合には、第8条に定める信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、日本貿易保険は名簿区分Sにおいて格付を決定するものとする。

(与信管理区分Eの登録等)

第9条 Eの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、Cofanetの@レーティングクレジットオピニオン(コファスサービスジャパン株式会社提供。ただし、NR (Not Rated) の場合は除く。)をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

一 日本貿易保険との間で貿易一般保険約款に係る貿易一般保険包括保険(企業総合)特約を締結する又は締結している者が、海外商社の登録又は格付変更(P格からの変更に限る。)の申請をする場合であって、かつ貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第5条第2項に定める「信用危険保険金支払限度額」を1千万円以下の金額で設定することを希望している場合。ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登録又は格付変更申請前1ヶ月以内に限る。

二 日本貿易保険に中小企業輸出代金保険約款に係る保険申込みを希望する者からの事前相談に基づき、日本貿易保険が海外商社の登録又は格付変更(P格からの変更に限る。)をする場合。この場合において、日本貿易保険は@レーティングクレジットオピニオンの交付日から1ヶ月以内に海外商社の登録又は格付変更するものとする。

2 日本貿易保険は、前項の@レーティングクレジットオピニオンをもって、E F又はE Cの格付に登録又は格付変更するものとする。

(与信管理区分Sの登録等)

第10条 Sの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に銀行名(Bank, Banque, Banco, Banca等)があり、かつThe Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD.発行) 最新版、又はBank Scope (BUREAU VAN DIJK発行) 最新版に当該海外商社が収録されている場合には、以下の書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

一 The Bankers' Almanacの表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

二 Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート

2 海外商社の名称に銀行名(Bank, Banque, Banco, Banca等)の無い場合には、第7条に定める信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、日本貿易保険は与信管理区分Sにおいて格付を決定できるものとする。

(名簿区分Pの登録等)

- 第12条 第8条に規定する信用調査報告書入手できない場合は、名簿区分Pにおいて格付を決定するものとする。
- 2 名簿区分Pに格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとする。
- PU格に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認できる契約書等の書類の写し
 - PN格に設立後1年未満の海外商社を登録又は格付変更する場合は、海外商社の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類の写し
- 3 PN格に海外商社を登録又は格付変更する場合、当該海外商社をPN格に格付する期間(以下「PN格の有効期間」という。)は、次条に規定する効力発生日から1年間とする。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社がPN格に登録又は格付変更された日から1年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場合は、PN格の有効期間を1年毎に延長することができる。
- 4 前項に規定するPN格の有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める手続に従い、当該期間の満了の日の1月前から当該満了の日までに当該期間の延長申請を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社のPN格の有効期間が満了する日までに当該期間の延長申請がなかったときは、当該海外商社をPU格に格付変更することができる。
- 5 日本貿易保険は、戦争・革命・内乱等の事情により信用調査の実施又は信用危険に係る保険契約を締結することができない国又は地域に所在する海外商社のうち、名簿区分G、E及びSにおいて格付した海外商社をPT格に格付変更することができる。

(効力発生日)

- 第13条 第6条による登録申請によって名簿に登録された海外商社の名称、住所及び格付の効力発生日は、申請者に通知した日とする。ただし、包括して保険契約を締結することを特に約している場合であって、別に定めのある場合を除く。
- 2 海外商社の格付変更の効力発生日は、日本貿易保険が別に定める日とする。
- 3 名称又は住所の変更等の効力発生日は、申請者に通知した日とする。
- 4 海外支店・子会社等の登録の効力発生日は、申請者に通知した日とする。

第3章 雑則
(手続事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、海外商社の登録等に関する手続的な事項は日本貿易保険が別に定める。

- 附 則
この規程は、平成13年4月1日から実施する。
- 附 則
この改正は、平成14年10月1日から実施する。
- 附 則
この改正は、平成15年4月1日から実施する。
- 附 則

(与信管理区分Pの登録等)

- 第11条 第7条に規定する信用調査報告書入手できない場合は、与信管理区分Pにおいて格付を決定するものとする。
- 2 与信管理区分Pに格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとする。
- PUの格付に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認できる契約書等の書類の写し。
 - PNの格付に設立後1年未満の海外商社を登録又は格付変更する場合は、海外商社の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類又はその写し。
- 3 PNの格付に海外商社が登録又は格付変更された場合、当該海外商社をPNに格付ける期間(以下「PNの有効期間」という。)は、次条に規定する効力発生日から1年間とする。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社がPNの格付に登録又は格付変更された日から1年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場合は、PNの有効期間を1年毎に延長することができる。
- 4 前項に規定するPNの有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める手続に従い、当該期間の満了の日の1月前から当該満了の日までに当該期間を延長したい旨の意思表示を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社のPNの有効期間が満了する日までに当該期間を延長したい旨の意思表示がなかったときは、当該海外商社の格付をPUに変更することができる。
- 5 日本貿易保険は、戦争・革命・内乱等の事情により信用調査の実施又は信用危険に係る保険契約を締結することができない国又は地域に所在する海外商社のうち、与信管理区分G、E及びSにおいて格付した海外商社をPTに格付変更することができる。

(効力発生日)

- 第12条 第5条による登録申請によって名簿に登録された海外商社の名称、住所及び格付の効力発生日は、申請者に通知した日とする。ただし、包括して保険契約を締結することを特に約している場合であって、別に定めのある場合を除く。
- 2 同左
- 3 名称又は住所の変更等の効力発生日は、当該変更等の申請日とする。

(新設)

第13条 同左

- 附 則
この規程は、平成13年4月1日から実施する。
- 附 則
この改正は、平成14年10月1日から実施する。
- 附 則
この改正は、平成15年4月1日から実施する。
- 附 則

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年7月15日から実施する。

別表 1

第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
GS	次の各号のいずれかに該当する者 一 外貨管理当局（中央銀行等） 二 財政担当当局（財務省等） 三 国際連合その他これに準ずる国際機関 四 国際金融機関（第1号に該当する者を除く。）
GA	次の各号のいずれかに該当する者 一 行政府（立法府及び司法院を含み、GS格に該当する者を除く。）の各省各部署 二 連邦制の国家にあっては、州政府の各省各部署 三 地方公共団体 四 第1号又は第2号に該当する者の保有する軍隊 五 前各号に該当する者の付属機関
GE	次の各号のいずれかに該当する者 一 以下の全てを満たす者 イ GS格又はGA格に該当する者（以下本号及び第3号において「GS格等」という。）が出資割合50%超を保有する者（銀行等を除く。）であること（GS格等及びGS格等が出資割合50%超を保有する者又はGS格等が出資割合50%超を保有する者が出資割合50%超を保有する者は、GS格等が出資割合50%超を保有する者とみなす。第3号において同じ。） ロ GS格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。 ハ 次のいずれかに該当すること。 (1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。 (2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府若しくは地方公共団体の承認等が必要であること。 二 政府関係法人又は政府関連基金等 三 GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等
EE	信用状態が良好であって財務内容も優良な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも低調になる可能性は低い、と日本貿易保険が認める者
EA	信用状態が良好であって財務内容が現状良好な水準にあるが、将来環境等が変化した場合には低調になる可能性もある、と日本貿易保険が認める者
EM	EE格又はEA格の基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者

この改正は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

別表 1

第2条第2項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
GS	1 外貨管理当局（中央銀行等） 2 大蔵省（財政担当機関に限る。） 3 国際連合その他これに準ずる国際機関 4 国際金融機関（上記1及びSAに該当するものを除く。）
GA	1 外国行政府（立法府及び司法院を含み、GSに該当するものを除く。）の各省各部署 2 連邦制の国家にあっては、州政府の各省各部署 3 地方公共団体 4 上記1又は2の軍隊 5 上記1から4までに掲げる者の付属機関
GE	1 政府関係特殊法人（公社、公団、事業団、公庫、基金、国立銀行等） 2 GS1、GS2、GA1、GA2又はGA3に掲げる者が、50%を超えて直接又は間接に出資を行う機関・組織であり、当該機関・組織の代表者の任命権を有し、当該機関・組織が設立根拠法を有する又は当該機関・組織の予算について議会の議決又は当該機関・組織の属する外国政府若しくは地方公共団体の承認等を必要とする者
EE	信用状態が良好と認められる者であって、日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が優良の者（EMに該当する者を除く。）
EA	信用状態が良好と認められる者であって、日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が一定の基準に達している者（EMに該当する者を除く。）
EM	EE又はEAの基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者

E F	信用状態、財務内容は現在問題無い水準にあるが、将来環境等が変化した場合には低調又は不安定となる可能性が高い、と日本貿易保険が認める者
E C	信用状態又は財務内容に不安がある、と日本貿易保険が認める者
S A	信用状態及び財務内容が現状一定水準以上にある、と日本貿易保険が認める銀行等（GS格又はGE格に該当する者を除く。）
S C	GS格、GE格及びSA格以外の銀行等
P N	創設期の者であって、信用状態が不明な者
P U	信用状態が不明な者（PN格又はPT格に該当する者を除く。）
P T	次の各号のいずれかに該当する者 一 経営実態のない者（ペーパーカンパニー等） 二 戦争、革命、内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する者

E F	信用状態が良好とは認められない者又は日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が一定の基準に達しない者
E C	信用状態又は財務内容に不安のある者
S A	銀行等（GS又はGEに該当する者を除く。）
S C	預金の取付、営業停止命令等を受けた銀行等
P N	創設期の者であって、信用状態が不明な者
P U	1 信用調査を行っていない者（PNに該当する者を除く。） 2 信用状態が不明な者（PNに該当する者を除く。）
P T	1 経営実態のない者（ペーパーカンパニー等） 2 戦争・革命・内乱等の事情により信用調査を実行できない国又は地域に所在する者

別表2

第3条第3項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評価基準
GR	次の各号のいずれかに該当する者（事故管理区分B及び別表3の各号のいずれかに該当する者を除く。）
ER	
SR	一 内容変更承認申請書等の提出により信用危険の発生が認められた者又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者 二 相当の支払遅延のある者 三 過去2年以内に手形又は小切手の不渡が発生した者 四 取引が推薦されない者 五 信用供与が不相当と勧告されている者 六 債務超過になっている者 七 信用危険による保険金支払の対象となった者のうち、当該支払保険金に係る金額の全部を回収した者であって、信用状態の回復が明らかでない者
GB	次の各号のいずれかに該当する者（別表3の各号のいずれかに該当する者を除く。）
EB	
SB	一 事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 イ 解散した者 ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者 ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者 二 信用危険による保険金支払の対象となった者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未回収となっている者 三 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わった日若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過してい

別表2

第3条第2項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評価基準
GR	1 内容変更承認申請書等（信用危険の発生が認められないものを除く。）又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により、信用危険の発生等が通知された者（事故管理区分Bに該当する場合は除く。）
ER	
SR	2 相当の支払遅延のある者 3 過去2年以内に不渡手形を発行した者 4 取引が推薦されない者 5 信用供与が不相当と勧告されている者 6 債務超過になっている者
GB	1 事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 イ 合併（新設又は吸収）、破産手続開始の決定又はその他の事由により解散した者 ロ 解散して清算手続中、あるいは清算手続が終了した者 ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者
EB	2 保険金支払（信用危険によるものに限る。）に係る者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未済となっている者
SB	3 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者又はこれらの法令に違反して課料の賦課、営業停止その他の行政処

ない者又はこれらの法令に違反して過料の賦課、営業停止その他の行政処分に見せられた日から2年を経過していない者

分に処せられた日から2年を経過しない者

GL	1	回収未済の債権（信用危険によるものに限る。）について、日
EL		本貿易保険が権利行使義務の終了認定又は回収義務の終了認定を
SL		行った案件の債務者であって、破産手続開始の決定又はその他の事由により解散若しくは失そうしている者
	2	信用調査等により、次の各号のいずれかに該当する者であって、保険責任残高（信用危険によるものに限る。）のない者
		イ 合併（新設又は吸収）、破産手続開始の決定又はその他の事由により解散した者
		ロ 解散して清算手続中、あるいは清算手続が終了した者
		ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者
	3	海外商社名簿に登録されている住所又はその他のいずれの地域にも、その存在を確認できない者
	4	営業活動を終了した者、停止している者、営業活動をしていることが不明の者又はこれに準ずる状態にある者
	5	本人が死亡したり、国外に逃亡又は破産した個人企業
	6	貿易保険の利用が長期間なかった者であって、保険責任残高のない者
	7	その他上記各号に準ずる者

別表3

第4条に定める名簿からの削除事由を次のとおりとする。

削除事由

- 次の各号のいずれかに該当する者
- 一 信用危険による保険金支払に係る債権のうち回収未済の部分について、日本貿易保険が権利行使義務の終了認定又は回収義務の終了認定等を行った案件の債務者であって、解散若しくは失そうしている者
 - 二 次のいずれかに該当することが確認できた者であって、保険責任残高及び未回収残高のない者
 - イ 解散した者（第5号に該当する者を除く。）
 - ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者
 - ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者
 - ニ 営業活動を停止している者、営業活動をしていることが不明の者又はこれに準ずる状態にある者
 - 三 海外商社名簿に登録されている住所又はその他のいずれの場所にも、その存在を確認できない者
 - 四 本人が死亡又は国外に逃亡した個人事業主及び破産手続開始の決定がなされた個人事業主（保険責任残高及び未回収残高のない者に限るものとし、第2号に該当する者を除く。）
 - 五 合併により消滅した者であって、存続法人が名簿に登録されている者
 - 六 上記各号に準ずる者
 - 七 貿易保険の利用が一定期間認められず、且つ保険責任残高がない者

(新設)